

令和5年2月27日開催

新庄市農業委員会第33回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄農業委員会総会（令和5年2月）議事録

1. 開催日時 令和5年2月27日（月）午前10時
2. 開催場所 新庄市民プラザ
3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
7番 星川 豊	8番 五十嵐 成生
9番 佐藤 啓右	10番 齋藤 謙二
11番 指村 貞芳	12番 三原 康志
14番 森 良一	15番 星川 吉和
16番 下山 秀一	17番 星川 秀男
19番 早坂 浩樹	
4. 欠席した委員（2名）

13番 高山 光弥	18番 佐藤 喜代志
-----------	------------
5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 120 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 121 号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について
日程第 4 議案第 122 号 農用地利用集積計画について
日程第 5 報告第 95 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 6 報告第 96 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 出席した事務局職員

事務局長 横山 浩 総務主査 鏡 彰広
主 任 庭崎 佳子

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和4年度新庄市農業委員会第33回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は17名です。欠席通告者は、13番高山光弥委員、18番佐藤喜代志の2名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第33回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番間真一委員と15番星川吉和委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと庭崎佳子さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第120号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第120号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区4件、稲舟地区2件、萩野地区8件、八向地区6件、計20件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区1番につきまして、2月17日に調査確認いたしました。この農地は以前より譲受人が耕作していた農地であり、今回売買することとなり、集積も検討しましたが、価格面で農地法3条の売買となりました。双方合意しており問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区2番につきまして、2月20日に調査確認いたしました。同一世帯内の父から子への贈与であり、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区3番につきまして、2月10日に調査確認いたしました。賃借料が相場より安価ですが、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区4番につきまして、2月10日に調査確認いたしました。賃借料が相場より安価ですが、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区1番につきまして、2月18日に調査確認いたしました。新規の賃借権設定です。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区2番につきまして、2月18日に調査確認いたしました。稲舟地区1番と同じ田です。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

萩野地区1番につきまして、2月17日に調査確認いたしました。萩野地区2番と関係があり、貸人が経営規模を縮小したいとのことで、面積が大きいため地域の担い手である借人をお願いしたとのことでした。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○19番

萩野地区2番につきまして、2月17日に調査確認いたしました。萩野地区1番と同様で、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○19番

萩野地区3番につきまして、2月17日に調査確認いたしました。同一世帯内の使用貸借権新規設定であり、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○19番

萩野地区4番につきまして、2月17日に調査確認いたしました。譲受人は乳牛の畜産農家を大規模に経営しており、以前よりこの農地を借りて牧草を栽培しておりました。この度譲渡人からの申し出により売買となりました。価格が安価ですが今後も採草地として利用するとのことで、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○19番

萩野地区5番につきまして、2月17日に調査確認いたしました。萩野4番と同様に以前よりこの農地を借りて牧草を栽培しておりました。この度譲渡人からの申し出により売買となりました。価格が安価ですが今後も採草地として利用するとのことで、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区6番につきまして、2月19日に調査確認いたしました。譲受人と譲渡人は親戚であり、譲渡人からの申し出によりこの度売買となりました。価格についても、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区7番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区7番につきまして、2月18日に調査確認いたしました。譲受人と譲渡人は兄妹であり、同一家族内での賃借権移転となり、問題ないと判断いたしましたので、宜しく

お願いします。

○議長

続いて、萩野地区8番について調査報告をお願いします。

○6番

萩野地区8番につきまして、2月6日に調査確認いたしました。譲渡人より親から相続した農地を管理できないとの相談があり、隣接地を耕作する譲受人に贈与することとなりました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、2月16日に調査確認いたしました。貸人が離農するため、借人に耕作を頼み、新規賃借権設定となりました。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして、2月16日に調査確認いたしました。貸人と借人の賃新規賃借権設定であり、水代は貸人が持つとのこと。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区3番につきまして、2月16日に調査確認いたしました。譲渡人が財産分与で得た農地であり、耕作はされていなかったが親戚である譲受人が草刈り等の管理を行ってきたとのこと。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区4番につきまして、2月16日に調査確認いたしました。譲渡人の農地の隣に譲受人の農地があり、作業効率を上げるため交換することになりました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区5番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区5番につきまして、2月16日に調査確認いたしました。譲渡人の農地の隣に譲受人の農地があり、作業効率を上げるため交換することになりました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区6番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区6番につきまして、2月18日に調査確認いたしました。譲渡人が前耕作者との合意解約を受け、農地を売りたいとの意向であったため、譲受人の売買となりました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第120号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第120号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第121号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第121号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区1番につきまして、2月17日に調査確認しました。変更事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第121号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第121号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第122号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、8番五十嵐成生委員、11番指村貞芳委員が関係委員となっておりますので、

農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。
暫時休暇します。

(五十嵐成生委員、指村貞芳委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第122号農用地利用集積計画について、新庄地区10件、稲舟地区2件、萩野地区13件、八向地区4件、計29件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった所有権移転3件、賃借権設定新規15件、再設定11件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第122号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第122号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(五十嵐成生委員、指村貞芳委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは報告案件に入ります。

日程第5、報告第95号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程しま

す。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第95号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区3件、稲舟地区2件、萩野地区1件、八向地区1件、計7件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第95号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第95号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第96号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第96号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区4件、稲舟地区1件、萩野地区2件、八向地区2件、計9件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの報告第96号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第96号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第33回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和5年2月27日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 間 真 一

議事録署名委員 星 川 吉 和